平成２７年（フ）第７２５号
福岡市博多区東平尾１丁目４番27―106号、前住所福岡市博多区青木１丁目19番１―622号
債務者　大宅　忠夫
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８２号
福岡市東区塩浜１丁目15番34号
債務者　宮崎　哲夫
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８３号
福岡市東区塩浜１丁目15番34号
債務者　宮崎いづみ
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８０９号
福岡市博多区祇園町１番23―501号、前住所福岡県糟屋郡宇美町原田２丁目２番39号フォーレスト花の木ⅡＡ棟201号
債務者　山本　昌弘
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１０号
福岡県糟屋郡宇美町原田２丁目２番39号フォーレスト花の木ⅡＡ棟201号
債務者　山本千鶴子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９７号
福岡市早良区南庄２丁目１番21―402号
債務者　川崎　雅盛
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３０号
福岡市南区向野２丁目８番28号
債務者　永岡　宏治
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　正文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５１号
神戸市長田区日吉町５丁目２番７号
債務者　飯田　慎悟
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５２号
神戸市長田区日吉町５丁目２番７号
債務者　飯田美由紀
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９２号
福岡市西区愛宕１丁目19番25―502号、住民票上の住所熊本県荒尾市原万田597番地１
債務者　井上　　強
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８５号
福岡市城南区田島２丁目22番22―103号
債務者　手嶋　禎之
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６０号
福岡市東区大字志賀島756番地19
債務者　井手口和巳
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５３号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入１番地５　ルガール・ドゥー３、前住所愛知県岡崎市北本郷町字河原104番地８
債務者　村井小百合
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　与野寮
債務者　成見　昌章
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
さいたま市南区曲本５丁目８番21号　アートパレス曲本205
債務者　茂木　直也
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
埼玉県和光市南１丁目３番８―405号　クリソベール本丸
債務者　齋藤　　健
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２９号
さいたま市緑区大字三室1355番地１　メゾンコルザＡ101号
債務者　野口　秀明
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係